

報告第 2 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月21日

市川市長 村 越 祐 民

記

所有権確認及び所有権移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について

1 訴えの相手方

- (1) 東京都杉並区在住
A（男性）
- (2) 東京都多摩市在住
B（男性）
- (3) 埼玉県さいたま市在住
C（女性）
- (4) 東京都杉並区在住
D（男性）
- (5) 千葉県市川市在住
E（男性）
- (6) 東京都世田谷区在住
F（男性）
- (7) 東京都杉並区在住
G（女性）

2 訴えの対象となる物件

(1) 土地

(所在) 市川市中山 (地目) 宅地 他2筆

(2) 建物

(所在) 市川市中山 (種類) 居宅

3 請求の趣旨

(1) 上記2記載の土地及び建物（以下「本件物件」という。）は本市の所有であることを確認する

(2) 上記1記載の訴えの相手方（以下「相手方」という。）は、本市に対し、本件物件につき、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ

(3) 訴訟費用は相手方の負担とする
との判決を求める。

4 訴訟進行の方針

本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加その他の変更をすることができるものとする。